

農業保険部会の所掌事務等について

○「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」（食料・農業・農村政策審議会決定。平成30年 5 月16日改正）（抜粋）

改 正 後		改 正 前	
名 称	所 掌 事 務	名 称	所 掌 事 務
農業保険部会	農業保険法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。	農業共済部会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。